

(案)

業務請負契約書

- 業務名 太田川流域下水道東部浄化センター
No. 2発電機始動用蓄電池修繕業務
- 業務場所 広島市南区向洋沖町1番1号
- 業務期間 令和 年 月 日 から 令和9年3月31日 まで
- 業務を実施しない日
業務を実施しない時間 別紙「一般事項」のとおり
- 請負金額
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)
(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」とは、消費税法及び
地方税法の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を
乗じて得た額である。
- 契約保証金 免除する。
- 業務内容 別添仕様書のとおり。
- 代金の支払 前金払い及び部分払いは行わない。完了払いとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町1番1号
公益財団法人広島県下水道公社
理事長 上 仲 孝 昌

受注者